

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に関する細則 (昭49. 11. 14)

(目 的)

第 1 条 この規則は、有価証券の寄託の受入れ等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(照合通知書、契約締結時交付書面の郵送以外の方法による交付)

第 2 条 規則第11条第4項（規則第13条第1項において準用する場合を含む。）に規定する処理は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

1 照合通知書又は契約締結時交付書面を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを店頭において当該顧客に直接交付するとき。

イ 照合通知書

規則第11条第5項に規定する主管責任者が直接顧客に交付すること。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴求しなければならない。

ロ 契約締結時交付書面

主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が顧客に交付すること。

2 顧客から照合通知書又は契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合

イ 照合通知書

(1) 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載し、これに記名なつ印（個人顧客の場合は、署名なつ印）した会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、当該念書に押なつされる印影は、当該顧客からあらかじめ届出を受けた印鑑に符合する印影によるものとする。

(2) (1)により顧客から念書を徴求したときは、主管責任者は、電話等により直接当該顧客にその事実を確認すること。

(3) 照合通知書は、作成後、遅滞なく、当該顧客に交付すること。

(4) 照合通知書の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴求しなければならない。

ロ 契約締結時交付書面

(1) イの(1)から(3)までの規定は、契約締結時交付書面について準用する。

(2) 契約締結時交付書面の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。

(電磁的方法による徴求)

第 3 条 会員は、第2条第2号イ(1)の規定による念書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該念書に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該念書の徴求を行ったものとみなす。

(特別会員への準用)

第 4 条 第2条及び第3条の規定は、特別会員に準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第2条中「規則第11条」とあるのは「規則第16条において準用する第11条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(特定業務会員への準用)

第 5 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、特定業務会員に準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 2 条中「規則第 11 条」とあるのは「規則第 19 条において準用する第 11 条」とそれぞれ読み替えるものとする。

付 則

- 1 この細則は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に「暫定措置」の規定に基づき、本協会の理事会決議とみなされた「売買報告書及び照合通知書の取扱いについて」により顧客から徴取した念書は、この細則第 6 条第 2 号の規定により徴取したものとみなす。

付 則 (昭 51. 7. 21)

- 1 この改正規定は、昭和 51 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際現に協会員が設定している口座に係るこの改正規定施行の日を含む口座管理料の計算期間中における口座管理料の額については、第 2 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第 2 条及び第 3 条を改正。

付 則 (昭 57. 12. 22)

この改正は、昭和 57 年 12 月 22 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第 4 条を改正。

付 則 (昭 59. 3. 31)

この改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第 1 条を改正。

付 則 (昭 63. 8. 26)

この改正は、昭和 63 年 8 月 26 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第 6 条を改正。

付 則 (平 2. 1. 31)

この改正は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。
第 2 条、第 3 条及び第 4 条を改正。

付 則 (平 5. 1. 29)

この改正は、平成 5 年 2 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条以下を1条ずつ繰り下げ、第5条を新設。

付 則 (平 5. 4. 21)

- 1 この改正は、平成5年4月21日から施行する。
- 2 本規則全体を通じ、「常用漢字表」(昭和56年10月1日内閣告示第1号)及び「送り仮名の付け方」(昭和48年6月18日内閣告示第2号)に沿って、字句を整備する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条第3号を新設。

付 則 (平 6. 2. 1)

- 1 この改正は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 第3条に規定する常任代理人手数料の額を算出するに当たっては、月平均寄託残高及び月平均寄託銘柄数から、債券に係る残高及び銘柄数をそれぞれ除くことができる。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条を改正。

付 則 (平 6. 2. 16)

この改正は、平成6年3月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 規定中、「協会員」とあるのを「会員」に改正。

(該当条項) 第7条

- (2) 第8条を新設。

付 則 (平 7. 4. 25)

この改正は、平成7年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第3号を新設。

付 則 (平 8. 3. 29)

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条を改正。

付 則 (平10. 2. 18)

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 現行第2条以下第5条までを削る。
- (2) 現行第6条以下第8条までを各4条ずつ繰り上げ、第2条以下第4条までとする。
- (3) 第4条を改正。

付 則 (平10. 11. 30)

この改正は、平成10年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を改正。
- (2) 現行第2条を削る。
- (3) 現行第3条以下第4条までを各1条ずつ繰り上げ、第2条以下第3条までとする。
- (4) 第2条及び第3条を改正。

付 則 (平12. 6. 27)

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第3号を改正。

付 則 (平12. 11. 22)

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第3号を改正。

付 則 (平13. 3. 30)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第2号イ(1)を改正し、第3号を削る。
- (2) 第3条を改正し、旧第3条を第4条に繰り下げ、第3条を新設。

付 則 (平13. 4. 18)

この改正は、平成13年4月18日から施行する。

ただし、協会員が平成14年3月31日までの間に交付する有価証券預り証については、この改正にかかわらず改正前の規定を適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条及び第4条を改正。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本細則を「公正慣習規則に関する細則」から「自主規制規則に関する細則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 細則の題名を改正。
- (2) 第2条見出し、本文、第1号、第2号イ(1)、(2)、(4)、ロ、第3条及び第4条を改正。
- (3) 第5条を新設。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条表題及び本文を改正。